ニュースポーツを楽しもう

子どもから高齢者まで気軽に参加でき、各年齢層にあった生涯スポーツの推進を図るためにニュースポーツを実施します。

楽しみながら人間関係を深め、スポーツに親しむことができますので、ぜひ参加して下さい。

参加者は上靴を持参のうえ、当日会場にお越し下さい。

問合先　市教委・スポーツ・青少年課（☎6995・3159、FAX6998・0345）

場所	日時	講習内容
守口・土居地区体育館	10月9日（日）午後1～4時	シャフルボード、スリータッチボール、その他

地区体育祭・公民館祭を開催

【地区体育祭】

月　日（曜日）	地区	開始時間	場　所	雨天時順延日
10月9日（日）	守口	午前10時	守口小学校	10月10日（祝）
	土居			
	金田	午前9時30分	金田小学校	
	梶	午前9時	梶中学校	10月23日（日）
	東		東小学校	中止
10月16日（日）	八雲東	午前8時30分	八雲東小学校	10月23日（日）
	藤田	午前9時	藤田小学校	
	錦		錦小学校	中止
10月23日（日）	佐太		佐太小学校	10月30日（日）

【地区公民館祭】

月　日（曜日）	地区	展示開始	演芸開始	場　所
10月16日（日）	寺方	午前9時30分	午前9時45分	寺方小学校体育館
10月23日（日）	土居	午前11時	午後0時30分	中央公民館
	三郷	午前8時30分	午前9時30分	三郷小学校講堂
10月30日（日）	滝井	正午	午後0時30分	滝井小学校体育館
	八雲東	午前11時	午前11時	八雲東地区体育館
	春日	午前10時	正午	春日小学校体育館
	南	午前11時	正午	南小学校体育館

善意

善意が寄せられました。厚くお礼申し上げます。

【社会福祉のために】
ファンキー矢沢・高山華奈（車いす1台）、匿名1件
（順不同・敬称略）

水道水の安心な使用法

長時間水を使用しないと、水道水に含まれている消毒効果（残留塩素）がなくなっていることがあります。

また、鉛給水管を使用している家庭では、通常の使用では問題ありませんが、滞留するとごくわずかながら鉛が溶け出すことがあります。

朝一番の水やしばらく使っていない水は、念のためバケツ一杯程度を汲み置き、飲み水や調理以外の用途に使用して下さい。

水道局では鉛給水管の取り替えを、道路舗装工事などにあわせて計画的に進めていますので、ご協力をお願いします。

なお、家庭の水道管に鉛給水管が使用されているかどうかは、水道局まで問合せ下さい。

また、日ごろから家庭に引き込まれている水道管（給水管）の管理も併せてお願いします。

問合先　水道局お客さまセンター（☎6991・6771）

消防関係講習

普通救命講習Ⅰ

AEDの取り扱いおよび成人へのAEDを用いた心肺蘇生法など。

対象　初めて心肺蘇生を学ぶ人

講習時間　3時間

普通救命講習Ⅱ

普通救命講習Ⅰの内容に加え、実技・筆記試験を実施。

対象　大勢の人が出入りする場所などに勤務する人や、心肺停止者に遭遇する可能性が高い人

講習時間　4時間

救急インストラクター再講習

救命に必要な応急手当の指導要領。

対象　救急インストラクター資格認定日から3年以内の人

講習時間　3時間

とき　11月12日㈯午前9時30分

ところ　守口市門真市消防組合消防本部

定員　普通救命講習Ⅰ・Ⅱ、救急インストラクター再講習併せて60人（申込順）

費用　各400円（テキスト代など）

申込・問合先　10月3日㈪～11月4日㈮午前9時～午後9時に守口消防署（☎6993・0119）、守口市門真市消防組合消防本部警備課（☎6906・1305）

※電話での申し込みはできません。

資格取得 甲種防火管理新規講習

防火管理者が不在の事業所などは管理・監督的な立場の人が受講し、資格を取得して下さい。

とき　11月1㈫・2日㈬（1日は午前9時40分～午後5時、2日は午前9時40分～午後3時30分）

※2日間とも受講が必要。

ところ　門真市殿島町7-1（消防本部）

定員　先着76人

費用　4千円（テキスト代含む）

申込期間　10月11㈫～21日㈮午前9時～午後5時（ただし、土・日曜は除く）

※申込時、写真（縦30㎜×横24㎜、上半身、脱帽、無背景）1枚必要。

※講習会の詳細、場所などについてはホームページに掲載。

申込・問合先　守口市門真市消防組合消防本部予防課（☎6906・1302）、守口消防署（☎6993・0119）

※電話での申し込みはできません。

もうついていますか？住宅用火災警報器

近年、住宅火災による死亡原因の約6割が「逃げ遅れ」によるもので、特に夜間就寝時間帯に集中しています。

消防法の改正により住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、既存住宅についても平成23年5月31日で設置猶予期間は終了しましたが、守口市門真市消防組合管内での普及率は約7割で、未だに全住宅設置には至っていません。

火災から大切な命を守るためにも設置していない家庭については、一日も早く住宅用火災警報器を設置しましょう。

問合先　守口消防署（☎6993・0119）

ガス事故の防止

都市ガスやプロパンガスは、便利で私たちの生活にはなくてはならないものですが、取り扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。

ガスを使用する時は次の点に注意し、ガスによる火災や事故を防ぎましょう。

ガス機器の正しい取り付け場所など

○ガスコンロやガスストーブなどは、取扱説明書などをよく読み、定められた場所に設置する。

○ゴムホースは適正な長さで取り付け、器具との接続部はゴム管止めなどで、しっかり固定する。また、ひび割れや劣化などがないか点検する。

ガス機器の正しい取り扱い

○ガスコンロを使用し揚げ物などをする際には、絶対にその場を離れない。どうしてもその場を離れる場合は、短時間であっても必ずガスコンロの火を消す。

○ガスコンロの周囲は整理整頓に努め、可燃物などに火が燃え移らないようにする。

ガス漏れに気付いた時

○ガス漏れに気付いた時は、ガスの元栓を閉め、窓を開けて空気の入れ替えをする。その際、換気扇や電灯などのスイッチやコンセントプラグに触れないよう注意する（都市ガスは空気より軽く天井付近に、またプロパンガスは空気より重く床付近に溜まりやすい特徴があるため、天井や床をほうきやうちわで掃き出すように換気するとよい）。

地震発生時

○ガス機器の使用中に地震が発生した時は、慌てず火を消し、ガスの元栓を閉める。

○大きな揺れの際には、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で対処する。使用していたガスコンロ、湯沸器などは確実に消火する。

○プロパンガスボンベは、揺れによる転倒を防ぐため鎖などで固定する。

○地震などによりガスが遮断された場合は、ガス事業者へ連絡を取り判断に従う。

以上のように、ガスの取り扱いについて注意すべき点を、一人ひとりが強く意識することで大きな事故を防ぐことができます。

事故が起こる前に、もう一度見つめ直し、ガスによる火災や事故を防ぎましょう。

問合先　守口市門真市消防組合消防本部（☎6906・1122）